

琉球大学学術リポジトリ

1960年1月の安保条約改定時の朝鮮半島有事の際の 戦闘作戦行動に関する「密約」に係る調査関連文書 No.5

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-15 キーワード (Ja): 朝鮮半島有事, ロジャース国務長官 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43886

199

特

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

大臣官舎外務省
事務次長
大臣官舎審議長
秘書官文書長

総人権厚計
参調折企
参領旅移

ア 参地中東
長 北西
参北北保
中南
参一
参西東洋
長 西東

近ア長
参参近ア
次総経国万
参参参
参政技二
参政経科
参政経科
参道内外
一

総番号(TA) 40614
69年 月 12日 22時 15分
69年 9月 13日 12時 43分
米 国 本 省
主管 務 着 米 野 義

外務大臣殿 下田 (大使) 臨時代理大使 総領事 代理

大臣。國務長官会談

第2857号 特秘 大至急

往電第2820号に關し。

12日午さん会(別途電報する)に続いて14:50より16:00までの会議概要次のとおり。(当方本使、タナカ大使、トウゴウ、アカタニ、チバ、先方ジョンソン次官、グリーン次官補、マイヤー大使、スナイダー公使、フィン部長列席)長時間にわたり種々議論したが極めて友好的ふん因気に終始した。

1. わが方提案(韓、台、越、核)

大臣より11日の米側修正提案(冒頭往電2.の文書を手直ししたもの)を受けて立案した韓国、台湾、ヴァイエトナム及び核問題に關するわが方新提案(夫々別電1.、2.、3.、4.のとおりに)を説明せるところ。長官は本日たとえ同意はしてもすべて大統領へAD REFERENDUMの前提においてである。(当方より日本側も同様なりと発言)と前置きの上、(イ)韓国についてはPOSITIVE AND PROMPTという文言はよいが、総領事館に

外務省

極秘

946

特

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

れるかコミニケに入れるかの点は留保したい旨。(ロ)台湾については韓国と同じ文言としないことの必要性は理解した旨を述べつつ、(ハ)ヴァイエトナムについては大統領の声明という考え方に強い難しよくを示し、下記の如き議論に発展した。なお(ニ)核に關しては大臣よりこの案について長官の御理解をお願いすることにとどめたい旨述べたのに対し、わらいながらエルサレムの将来とオキナワの核兵器は自分としても回避する話題であると発言し、また大統領と核につきまだ長時間をかけて話し合つたことはない旨明らかにした。

2. ヴァイエトナム

長官より日本側の総領事館案の文言はよいが、大統領の声明案の意味自体がわかり難い上に、なぜわざわざコミニケと別のしかも誤解を与え易いものが必要かは自分にも分らず、議会方面から無用のじや推を受けることとなるので反対なる旨力説し、ジョンソン次官からも実質へは返かん時までの継続の場合日本としてはオキナワからの米軍行動を認め、返かん延期かの2者択一である。(大臣より自分としては後者をとらない旨発言)と指摘の上、O.L.B.A.R. O.U.Tな表現でなければいほど議会の支持を得られなくなると述べた。これに対し大臣より種々説明せるとし、総領事館案、大統領案両案をコミニケに統合する案を考慮してみる旨述べた。

極秘

外務省

特

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

極秘

3. コミュニケー本の問題

(1) 長官より交渉に当つて自分としては秘密取り決めに極力避けること(大臣より同感を表明)及びコミュニケー本で行くことを本旨としてきたが、なぜ韓国、台湾についても総理大臣発言等を必要とするのか。議会方面からみれば「日本側が本気でないからコミュニケで書いたことを発言で言いかえて了うのだ」という批判が出て来ることは必至であるとしてくりかえし述べ、同席の米側よりも発言の後継内閣に対するこう東性に問題があることを指摘した。

(2) これに対し大臣より従来の交渉経緯を想起しつつ、総理がコミュニケ発表直後ワシントンから日本国民へのメッセージを發し(注:午さん会の際米側質問に答え全くの私見として大臣が述べた点)安保条約運営の政策を表明することの補完的効果の大なること、コミュニケでは日米の合意となることより生起する国内政治上の難問題を回避し得ること、後継内閣をしぼる効果は十分あること等を説明の上、せつかく関係者が本日までく心を傾けた韓国、台湾の発言案を十分に理解してほしい旨要望した。

(3) 米側からも同趣旨の補足説明へあり、「ロ」長官もやがてまだよく分つた訳ではないが、日米が政治的に互いに助け合うことが大事であり、今までの合意をUPSETしたくないので一応同意しよう、ただし十分検討させてほ

特

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

極秘

いと述べ大臣に承した。(後刻先方よりの連絡によれば長官の指示にて米側も主としてサイエトナムに関し案文作成にとりかかり、明/3日アメリカ局長等と話し合いの上/5日にアドヴァンス・コピーを当方に手交し、ニューヨークにおいて長官、大臣間で協議検討することとなつた由)。

4. その他

(1) 長官より返かんに伴なう財政面(別途電報)及び在オキナワVOA中継施設の活動継続(「ス」公使より極めて重要かつ高価な施設であり、ぜひ他国との間の如き取り決めによりこれを継続せしめたいと補足)にふれたのち、経済特にせん維問題に言及した。

大臣より明朝求めによりスタンス商務長官を往訪するのでせん維につき話をするのはまだ早いと思ふ旨、及び自由化については自分もその促進に出来る限り誠意を以つて當っている旨を述べた。

(2) プレス対策に関しては協議の結果別電5.の大臣説明ぶりを了承した。なお総理訪米時期(別途電報)の発表については長官が自らホワイト・ハウスに照会して同意を取付けた。

(1)

特

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

大政専外儀官
務次典房
臣官官審審長長
備書文会管総
総人電厚計
園資長領移長
参調折企
参領旅移

総番号(TA) 40616 主管
69年9月12日 23時40分 米 国 務 省 米 局 長
69年9月13日 12時46分 本 省 着 米 局 長

外務大臣殿 下田 (大使) 臨時代理大使 総領事 代理

大臣・國務長官会談 (韓国)

才2861号 (特秘) 大至急
往電才2857号別電1.

KOREA

(PRIME MINISTER'S STATEMENT)

THEREFORE, SHOULD AN OCCASION RISE FOR THE U.S. FORCES IN SUCH AN EVENTUALITY TO USE FACILITIES AND AREAS IN JAPAN AS BASES FOR MILITARY COMBAT OPERATIONS TO MEET THE ARMED ATTACK, THE POLICY OF THE JAPANESE GOVERNMENT TOWARDS PRIOR CONSULTATION WOULD BE TO DECIDE ITS POSITION POSITIVELY AND PROMPTLY ON THE BASIS OF THE FOREGOING RECOGNITION.

(3)

外務省

中東地
長北東西
参北北保
中南番
参一
参西東洋
西東
近
参書近
長経
次総経國万
長経協長
参政技二
國一理
参案協規
長國
参政経科
軍社専
参道内外
一二

特

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

大政専外儀官
務次典房
臣官官審審長長
備書文会管総
総人電厚計
園資長領移長
参調折企
参領旅移

総番号(TA) 50617 主管
69年9月13日 00時00分 米 国 務 省 米 局 長
69年9月13日 13時03分 本 省 着 米 局 長

外務大臣殿 下田 (大使) 臨時代理大使 総領事 代理

大臣・國務長官会談

才2862号 特秘 大至急
往電才2857号別電2.

TAIWAN

A. (COMMUNIQUE)

才28項末尾に次の1文を加える(9月11日、台湾に関する米提案の文章を置きかえたもの)。

(以下英文別紙の通り)

中東地
長北東西
参北北保
中南番
参一
参西東洋
西東
近
参書近
長経
次総経國万
長経協長
参政技二
國一理
参案協規
長國
参政経科
軍社専
参道内外
一二

外務省

THE PRIME MINISTER AGREED THAT THE U.S. SHOULD BE IN
A POSITION TO DISCHARGE EFFECTIVELY ITS INTERNATIONAL OBLI-
GATIONS FOR THE DEFENSE OF COUNTRIES IN THE FAR EAST
INCLUDING JAPAN.

B. (PRIME MINISTER'S STATEMENT)

THE MAINTENANCE OF PEACE AND SECURITY IN THE TAIWAN AREA IS ALSO AN IMPORTANT FACTOR FOR THE SECURITY OF JAPAN. I BELIEVE IN THIS REGARD THAT THE DETERMINATION OF THE UNITED STATES TO UPHOLD HER TREATY COMMITMENTS TO THE REPUBLIC OF CHINA SHOULD BE FULLY APPRECIATED. SHOULD A SITUATION EVER OCCUR IN WHICH THESE TREATY COMMITMENTS WOULD ACTUALLY HAVE TO BE INVOKED AGAINST AN ARMED ATTACK FROM OUTSIDE, IT WOULD BE A THREAT TO THE PEACE AND SECURITY OF THE FAR EAST INCLUDING JAPAN. THEREFORE, IN VIEW OF OUR NATIONAL INTEREST, WE SHOULD DEAL WITH THE SITUATION ON THE BASIS OF THE FOREGOING RECOGNITION, IN CONNECTION WITH THE FULFILLMENT BY THE U.S. OF ITS DEFENSE OBLIGATIONS. HOWEVER, I AM GLAD TO SAY, SUCH A SITUATION CAN NOT BE FORESEEN TODAY.

(3)

特

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡を頼みたい。

極秘 (12)

大臣 官 外 長 官
務 務 典 房
次 次
臣 官 官 審 審 長 長
務 務 文 文 會 會 幹 幹

電信写

総人電厚計
国資長領移長
参調析企
参領旅移

総番号 (TA) 4062/
69年9月13日00時05分 米 省 長
69年9月13日13時11分 本 省 長
外務大臣殿 下田 (大使) 臨時代理大使 総領事 代理

大臣、國務長官会談 (核)

第2864号 (特秘) 大至急

符号第2857号別度4

NUCLEAR PROBLEM

(COMMUNIQUE)

7. THE PRIME MINISTER DESCRIBED IN DETAIL THE PARTICULAR SENTIMENT OF THE JAPANESE PEOPLE AGAINST NUCLEAR WEAPONS AND THE POLICY OF THE JAPANESE GOVERNMENT REFLECTING SUCH SENTIMENT. THE PRESIDENT ASSURED THE PRIME MINISTER OF THE INTENTION OF THE U.S. GOVERNMENT TO ENSURE, WITHOUT PREJUDICE TO ITS POSITION WITH RESPECT TO THE PRIOR CONSULTATION SYSTEM UNDER THE TREATY OF MUTUAL COOPERATION AND SECURITY, THE REVERSION OF OKINAWA TO BE CARRIED OUT IN A MANNER CONSISTENT WITH THE POLICY OF THE JAPANESE GOVERNMENT AS DESCRIBED BY THE PRIME MINISTER.

(3)

ア 参地中東
長 北東西
中 参北北保
南 参一
審 参西東洋
歐 参西東
長 西東
近 参審近ア
了 次總滙國万
長 参領統國
経 参政技二
長 参政経科 国一理
協 参領協規
長 参政経科
長 参社専
備 参道内外
長 一二
文 一二